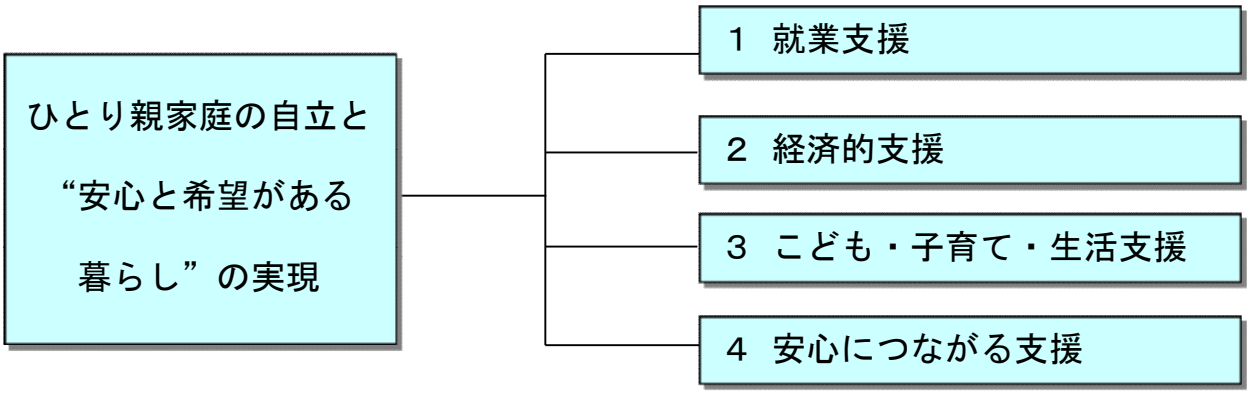
令和８年度

第五次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

評価書

令和８年 11 月

施策体系



数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（令和７年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

＜ 推移目標 ＞

区　分	判断基準
A	「現状値」の進捗率が 100%以上
B	「現状値」の進捗率が 70%以上～100%未満
C	「現状値」の進捗率が 70%未満
D	「現状値」が「基準値」以下のもの
―	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 進捗率＝(各年度実績値－基準値)÷(各年度期待値－基準値)×100

＜ 維持目標 ＞

区　分	判断基準
A	「現状値」が「目標値」以上のもの（目標達成）
B	「現状値」が「目標値」以下のもの（目標未達成）
―	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

数値目標の状況一覧

種別	目標区分	数値目標名	数値目標の意味（調査機関等）	基準値	現状値	評価	目標値
成果指標	推移目標	ひとり親サポートセンターによる就職率	ひとり親サポートセンターにおける求職者に対する就職者の割合（こども家庭課調査）	32.1%（R5）	16.9%（R7）	D	55%
	推移目標	ひとり親の就職率	ハローワークにおける求職者に対する就職者の割合（静岡労働局調査）	26.6%（R5）	24.9%（R7）	D	35%
	推移目標	母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合	母子父子寡婦福祉資金貸付金を「知っている」割合（こども家庭課調査）	59.3%（R6）	53.1%（R7）	D	90%
	推移目標	養育費の取決めをした人の割合	未成年のこどもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合（法務省調査）	59.6%（R5）	58.4%（R6）	D	70%
	推移目標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合（こども家庭課調査）	28.1%（R6）	20.8%（R7）	A	0%
活動指標	維持目標	ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数	ひとり親サポートセンターの求人開拓活動によって得られた求人の件数（こども家庭課調査）	460件（R5）	978件（R7）	A	750件（毎年度）
	維持目標	養育費等に関する相談の利用者数	ひとり親サポートセンターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数（こども家庭課調査）	127人（R5）	131人（R7）	B	140人（毎年度）
	維持目標	生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数	生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」への参加者数（地域福祉課調査）	1,218人（R5）	1,198人（R7）	A	900人（毎年度）
	推移目標	ひとり親あんしんＬＩＮＥの登録者数	「ひとり親あんしんＬＩＮＥ」の友だち登録者数（こども家庭課調査）	3,089人（R5）	4,928人（R7）	A	6,800人

施策の実施状況

1 就業支援

（１）数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味（調査機関等）	基準値	現状値	評価	目標値
成果指標	ひとり親サポートセンターによる就職率	ひとり親サポートセンターにおける求職者に対する就職者の割合（こども家庭課調査）	32.1%（R5）	16.9%（R7）	D	55%
	ひとり親の就職率	ハローワークにおける求職者に対する就職者の割合（静岡労働局調査）	26.6%（R5）	24.9%（R7）	D	35%
活動指標	ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数	ひとり親サポートセンターの求人開拓活動によって得られた求人の件数（こども家庭課調査）	460 件（R5）	978 件（R7）	A	750 件（毎年度）

【評価・課題】

・ひとり親サポートセンターによる就職率は 16.9%で、基準値を下回っている。

・相談件数（就業以外を含む）は 10,272 件（前年度比+797 件）、求職登録者は 249 人（前年度比+40 人）と増加しているが、就職者は 42 人（前年度比+2 人）とほぼ横ばいだった。求職登録しても、企業 HP や求人情報サイトから直接応募する方が増えていると推測される。

・ひとり親サポートセンターの開拓求人数は、求人職種を拡大したことにより、978 件（前年度比+489 件）と増加した。

・開拓求人数が増えても、就職につながらない理由として、即戦力を希望する企業が多く、求職者の技能・経験・知識の不足が考えられる。

【今後の取組方針】

・ひとり親家庭に対する事業主の理解促進を図るため、商工会議所専務理事・事務局長会議等の場で、ひとり親サポートセンターへの求人提供等について周知していく。

・就業支援セミナー、自立支援プログラム策定事業を通じて、ひとり親の就労意欲を高め、企業の求める人材とのミスマッチを防止する。

・厚生労働大臣認定の「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業を中心に訪問し、ひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠の確保を働きかけるとともに、企業側の求めるニーズをより具体的に把握した上で、求職者へ情報提供していく。

・さらに、就職に有利な資格の取得を支援する制度等を情報提供し、ひとり親の就業支援に結びつく取組を引き続き実施していく。

（２）主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア　関係機関の連携による就業支援

① ひとり親サポートセンターによる支援

・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や職業紹介を行ったほか、就業支援セミナーを東部・中部・西部で計３回実施した。

・個々のニーズに応じ、自立に向けた目標設定とそれを達成するための支援策を組み合わせたプログラムを策定し支援する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を 13 件（前年度比＋８件）実施した。また、目標達成した者へアフターケアとして、就業状況や生活状況について相談支援を行った。

② ハローワークなど関係支援機関との連携

・ハローワークにおける雇用保険の教育訓練給付制度、例年８月に各市町へ臨時相談窓口を設置するひとり親全力サポートキャンペーン（出張ハローワーク）、求職者支援制度について、ＳＮＳを活用して周知した。

・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリング、セミナー、面接指導等を実施し、ひとり親サポートセンターやハローワーク等と連携してワンストップで職業紹介を含めた就業支援を行った。

【施策展開】

・時短勤務や在宅勤務など、ひとり親が働きやすい求人情報の質・量の拡充を図る。

・就業支援セミナー、自立支援プログラム策定事業を通じて、ひとり親の就労意欲を高め、企業の求める人材とのミスマッチを防止する。

イ　事業主の理解促進と求人開拓

①　求職者と企業のマッチング促進

・ひとり親サポートセンターやひとり親雇用に関する国の助成制度について、商工会議所専務理事・事務局長会議や企業の労務担当者等が出席する労働法セミナーの場で周知した。

【施策展開】

・事業主の理解促進を図るため、商工会議所専務理事・事務局長会議等の場でひとり親サポートセンターへの求人提供等について引き続き周知していく。

②　事業主の理解促進

・ひとり親サポートセンターにおいて、求人開拓員による企業訪問（296 件）と電話交渉（697 件）等により、978 件の求人を開拓した。

・ダイバーシティ経営導入推進セミナーを全５回開催した（延べ 253 社 302 人参加)。

【施策展開】

・「子育てサポート企業（くるみん認定企業)」などの子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業への求人開拓を引き続き取り組んでいく。

・ダイバーシティ経営導入推進セミナーにおいて、「兼業・副業・テレワーク」といった多様な人材に選ばれる新しい働き方をテーマにセミナーを実施する。

③　子育てしやすい職場環境づくりの促進

・部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」養成講座を実施（119 人参加)、県内中小企業 7 社に対し、延べ 22 回アドバイザーを派遣した。

・誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、新規取組企業 20 社等へアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援した。

【施策展開】

・子育て（共育て）しやすい職場環境づくり推進のため、「イクボス育成」や「男性育児休業の取得促進」に関するセミナーを実施する。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定取得支援を強化するため、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得支援を含めたステップアップ企業支援コースを 20 社から 50 社へ拡大し、支援を実施する。

ウ　安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

① 就業に向けた資格取得の支援

・自立支援教育訓練給付金の受給対象者を児童扶養手当支給水準者から母子・父子自立支援プログラム策定者等に変更し、全県 86 件(前年度比+23 件)（うち町分 8 件(前年度比+5 件)）の申請があった。

・高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進資金、ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受給者増加につなげるため、県ホームページ、ＳＮＳの活用や市町窓口での事業周知を行った。

【施策展開】

・引き続きＳＮＳ等を活用して制度の周知を図る

・県全体に占める町分の割合が低いため、ひとり親サポートセンターと町の福祉担当との連携を強化し、町在住者への情報提供を促す。

② 就業に向けた技能習得の支援

・ひとり親サポートセンターにおいて、ドラッグストア等から求人需要の高い医薬品の登録販売者資格の取得に向けた講習会を東部と西部の２会場に拡大し定員を増やして実施したほか、パソコンの基礎的な内容を学ぶ講習を実施した。

・離職者等再就職支援事業として、県立工科短期大学校において職業訓練を実施し、ひとり親が優先して受講できる講座を３コース実施した（受講者 34 人)。

【施策展開】

・ひとり親（母子家庭の母等）が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。

・雇用のセーフティネットとして、離転職者訓練を着実に実施していく。

２ 経済的支援

（１）数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味（調査機関等）	基準値	現状値	評価	目標値
成果指標	母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合	母子父子寡婦福祉資金貸付金を「知っている」割合（こども家庭課調査）	59.3% （R6）	53.1% （R7）	D	90%

【評価・課題】

・母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合は 53.1%で、前年度を 6.2%下回った。

【今後の取組方針】

・引き続き、各家庭の事情に即した適切な貸付及び相談を実施する。

（２）主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア　手当の支給・福祉資金の貸付

① ひとり親家庭の事情に即した支援

・所得やこどもの人数に応じ児童扶養手当を支給した。

・母子・父子自立支援員等が、母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談 8,787 件（前年比＋122 件）に応じ、626 件（前年比－54 件）の貸付を実施した。

【施策展開】

・今後も引き続き、支援が必要なひとり親家庭等に対しては、市町と連携しながら適切な支給・貸付手続きを行う。また、必要に応じて福祉関係の諸機関とも連携を図り、さまざまな相談支援につなげるなど、きめ細やかに対応していく。

イ　経済的負担の軽減

① 小学校入学時の学用品購入費用の助成

・児童扶養手当受給世帯のこどもが小学校に入学する際の、ランドセル等入学支度費用の一部を補助する 7 市 7 町の 148 人に対して助成した（前年度比+2 町、-3 人）。

【施策展開】

・小学校入学時の学用品購入費用の助成は、市町に税源移譲・地方財政措置がなされている準要保護者に係る就学援助（新入学児童生徒学用品費）で代替可能のため、県の助成事業は廃止するが、地域による差が出ないよう、実施及び未実施の市町の実態を把握し、全市町での取組を促す。

② 高等学校の就学支援

・こどもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給のほか、授業料減免を行う私立学校等に対する助成を行った。

【施策展開】
・就学支援金に係る所得制限を撤廃。
・奨学給付金に係る低所得世帯への拡充。
・授業料減免（R8～私立学校就学支援）は、年収約 270 万未満の世帯に月額 4,650 円の助成を実施。

③ 医療費の助成

・所得税非課税世帯のひとり親とそのこどもの医療費を補助する 33 市町に対して助成した（123,510 件（前年比－14,943 件））。

ウ　住宅確保の支援

①　住居の家賃支援

・住宅支援資金の貸付を実施（全県 44 件(前年度比-3 件)うち県所管 13 件(前年度比-8 件)）

②　県営住宅への優先入居の促進

・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施したほか、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算した。

③　民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

・ひとり親等住宅確保要配慮者に対する相談体制確保のための市町居住支援協議会の設立支援を実施（R7 年度：２市設立（湖西市、伊豆の国市））。

【施策展開】
・住宅支援資金の貸付件数は減少しているため、ひとり親サポートセンター、ＳＮＳ等により制度を周知する。
・引き続き、相談体制確保のための市町支援を実施し、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る。

３ こども・子育て・生活支援

（１）数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味（調査機関等）	基準値	現状値	評価	目標値
成果指標	養育費の取決めをした人の割合	未成年のこどもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合（法務省調査）	59.6% (R5)	58.4% (R6)	D	70%
活動指標	養育費等に関する相談の利用者数	ひとり親サポートセンターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数（こども家庭課調査）	127 人 (R5)	131 人 (R7)	B	140 人 (毎年度)
	生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数	生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」への参加者数（地域福祉課調査）	1,218 人 (R5)	1,198 人 (R7)	A	900 人 (毎年度)

【評価・課題】

・養育費の取決めをした人の割合（R6）は 58.4%と前年度を 1.2%下回った。
・養育費等に関する相談の利用者数は 131 人で、目標値の 140 人をやや下回っている。
・生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数（R7）は 1,198 人と、基準値の 1,218 人(R5)に比べ 20 人減少したが、目標値の 900 人を上回っている。

【今後の取組方針】

・養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていくとともに、家庭裁判所、法テラス、弁護士会などの司法機関に対し、県の支援制度の周知への協力を求めていく。また、離婚前後の親やひとり親とその別居親を対象としたオンライン講座を開催するなど、養育費等の普及促進をしていく。
・ひとり親サポートセンターの無料弁護士相談について、ＳＮＳを活用して引き続き定期的に周知していく。
・引き続き「地域学校協働活動推進事業」において学習や多様な体験活動の提供を行う団体を支援する。
・放課後こども教室等スタッフ研修会を実施し、こどもの教育・健全育成活動に従事している方の資質向上を図る。

（２）主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア　こどもの育ちと子育て支援

①　地域の居場所づくりの支援

・居場所の運営及び支援に係る相談窓口の相談支援（２件)、情報交換会（１回）を開催した。

・ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、県社会福祉協議会を通じ 110 団体（前年度比+32 団体）に助成した。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、選定したプロジェクトへの寄附を募り、補助金として３団体へ交付した。
・放課後こども教室 20 市町 116 箇所の実施を支援、体験寺子屋事業実施団体への補助金を 47 件（前年比－６件）交付した。

【施策展開】
・居場所の立上げ及び運営支援等に係る相談窓口を設置するとともに、今年度から情報交換会・研修会の開催回数を増加し、質の高い居場所の運営に向けた支援を行う。
・ふるさと納税制度等による寄附金を活用し、こどもの居場所づくりに取り組む団体等に助成を行う。

② こどもの学習支援

・生活困窮世帯のこどもを対象に、通所型・合宿型の学びの場を提供し、134 人が参加した。
・ひとり親家庭のこどもが気軽に相談できるホームフレンド（児童訪問援助員）や学習ボランティア等を派遣した。

【施策展開】
・通所型学習支援を通じて、ひきこもり等の児童に低学年からの継続的支援を行い、学習支援員やケースワーカーが児童・保護者の主体的な進路選択を支援する。また関連部署と連携し、支援職員の知識向上を図る。
・生活困窮世帯の 15～19 歳を対象に合宿型キャリア形成支援を実施し、就労体験や進学機関見学を通じて実践的学習と進学意欲を高め、貧困の連鎖解決を目指す。
・ＳＮＳを活用し、支援制度を周知し、利用促進を促す。

③ 仕事と子育てを両立するための支援の充実

・家事や育児を支援する家庭生活支援員を養成するとともに、支援員による家事や育児等をサポートする制度についてチラシの作成と広報を行い、支援を必要とするひとり親家庭等に支援員を派遣した。
・延長保育や病児保育等を行う保育所やファミリー・サポート・センターについて、ひとり親子育てサポート事業によりひとり親の利用料を軽減する９市に対して助成した。
・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する 23 市町に対して助成した。
・アドバイザーを含む子育て支援関係職員の資質向上のための研修を２回開催した。

【施策展開】
・「ひとり親子育てサポート事業」や「ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業」を実施していない市町の状況を把握し、実施を働きかけていく。

④ 困難な問題を抱える母子に対する支援

・生活の支援を必要としている母子を県内３箇所の母子生活支援施設で保護し、自立を支援した。
・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口として妊娠ＳＯＳサポート事業を実施し、電話やメールで相談に対応した。
・市町母子保健担当者に対する研修を 10 回（前年度比+3 回）、支援機関のネットワー

ク構築のための会議を 14 回（前年度比+1 回）開催した。

【施策展開】
・妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるように、相談窓口の周知に努める。
・市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。
・支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。

イ　養育費確保の支援

①　養育費の普及啓発

・ひとり親サポートセンターにおいて養育費や面会交流の相談に応じたほか、無料弁護士相談を 22 回実施した。
・県ホームページへの養育費の必要性に関する啓発動画の掲載や、ＳＮＳでの法務省作成動画の紹介、離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナーを開催・動画配信サイトへの掲載を実施し、離婚時のこどもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

【施策展開】
・HP やＳＮＳを活用し、養育費はこどもの権利であることについて周知する。

②　養育費の取決め支援

・公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料の補助制度を創設した。
・家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する収入印紙の購入代金、戸籍謄本等の添付書類取得費用、送達等に要する郵便切手代の補助制度を創設した。
・令和 7 年度は 54 件の相談があったが、補助金の申請までには至らなかった。

【施策展開】
・相談を必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。
・離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を図る。
・養育費に関する民法等の改正を周知する。
・未実施の市に養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。

③　相談員の資質向上

・養育費等に関する研修会を開催し、103 人（前年度比+11 人）が参加した。
・市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけた。
・ひとり親サポートセンター職員が養育費相談支援センター主催の研修会及び会議に出席した。
・市町へ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内した。

イ　親子交流への支援

①　親子交流の普及啓発

・離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナー（前掲）を開催・動画配信サイトへの掲載を実施し、親子交流時のこどもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

②　安全・安心な親子交流の支援

・親子交流に対して不安を抱えている父母に対し、親子交流支援団体等の第三者が介在した安全・安心な親子交流支援を実施することで、交流への不安を解消し、親子交流の促進につなげる補助制度を創設した（令和７年度の相談件数 21 件、補助実績 0 件）

【施策展開】
・必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。
・ひとり親サポートセンターに相談しても、親子交流に至らない要因の分析。
・スマホアプリを活用した親子交流の導入。

４ 安心につながる支援

（１）数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味（調査機関等）	基準値	現状値	評価	目標値
成果指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合（こども家庭課調査）	28.1% (R6)	20.8% (R7)	A	0%
活動指標	ひとり親あんしんＬＩＮＥの登録者数	「ひとり親あんしんＬＩＮＥ」の友だち登録者数（こども家庭課調査）	3,089 人 (R5)	4,928 人 (R7)	A	6,800 人

【評価・課題】

・相談相手がいないと考えるひとり親の割合は 20.8%と、前年度に比べ、7.3%改善した。

・悩みや困りごとを相談できる窓口として、ＳＮＳを活用した「静岡県ひとり親あんしんＬＩＮＥ」の周知を促進した結果、その登録者数が 4,928 人と、前年度（4,084 人）から大幅に増加した。

【今後の取組方針】

・引き続き、悩みや困りごとを相談できる窓口を周知し、支援を必要とする方の相談につなげていく。

・「静岡県ひとり親あんしんＬＩＮＥ」の登録者に対し、支援制度などの情報を配信し、ひとり親のニーズに応じた支援につなげていく。

（２）主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア　相談・支援体制の充実と広報

① ライフステージに対応した相談・支援

・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や出張相談会を行った。

・母子・父子自立支援員による相談 7,757 件、母子・父子福祉協力員による相談 2,303 件を行った。

・時間的制約や心理的障壁の小さいＳＮＳを活用した「ひとり親あんしんＬＩＮＥ相談」を継続し、夜間に相談受付をすることで潜在的な相談需要に対応するとともに、ＬＩＮＥ登録者に対して給付金、こどもの奨学金等の制度や食料支援などの情報を配信した。

・将来を見据えた家計管理や生活設計を支援するため、ファイナンシャルプランナーによるひとり親のライフプラン相談をオンラインで実施した。

・男女共同参画センターにおいて、女性相談・男性相談を実施した。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」（27 市町）の機能強化に向けた統括支援員実務研修や設置促進研修を行った。

・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支

援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知した。
・生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業を実施し、本人の状況に応じて、住居確保給付金の支給や就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業の利用による支援を実施した。

【施策展開】
・「ひとり親あんしんＬＩＮＥ相談」において、支援制度などの情報をプッシュ型で週１回以上配信する。
・あざれあ相談において、相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。
・全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うため、設置主体である市町に対し、市町職員に求められる役割や具体的な運営方法についての研修を実施するとともに、制度に関する情報提供を行う。
・困難事例への対応に苦慮する支援員が相談し、助言いただける専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。
・一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々が顕在化したため、就労体験や業務の切り出しを実施する企業等を開拓し、マッチングや定着支援を強化する。

②　父子家庭の父が相談しやすい体制の整備

・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭や離婚前の父からの相談を 111 件対応した。また、毎月第３土曜日に父子家庭のための相談窓口を継続して設置した。
・男女共同参画センターの男性相談で、126 件の電話相談を受けた。

【施策展開】
・関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。
・父子家庭の父が相談できる窓口や利用できる制度について、引き続きＳＮＳで周知する。

イ　支援制度の情報提供

①　ひとり親家庭に対する支援制度の周知

・ひとり親家庭への支援制度をまとめた冊子「明日のしあわせを願って」を発行し、関係機関に配布するとともに、県ホームページやＳＮＳにも掲載した。
・静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会や民生委員・児童委員研修会等の場で、ひとり親サポートセンターやひとり親家庭向けの支援制度等を周知した。

②　市町との好事例の共有

・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元（再掲）
・ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元

【施策展開】
・好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の温度差を縮小する。

ウ　個別の状況に応じた多様な支援

①　ひとり親同士の相談機会の提供

・(公社) 静岡県ひとり親福祉連合会が交流会等を実施し、ひとり親が日頃の悩みを打ち明けられる機会を設けた。

②　困難な問題を抱えるひとり親の支援に向けた関係機関の連携

・出張個別相談会を９箇所で実施した（参加人数 119 人)。
・県、静岡市、浜松市による連絡協議会を年３回開催した。
・女性相談員研修会等の場において、市町の担当職員や女性相談支援員、警察職員等に対し、ＤＶ対応等に関する概要説明を行った。

【施策展開】
・関係機関との情報交換、合同相談会の開催等により、連携を強化する。

主な取組の進捗状況

関係課が進行管理する主な取組について、令和７年度実績等に基づく進捗状況の評価を以下の区分により行った。

＜ 主な取組の進捗評価区分 ＞

区　分	評価の観点	
	時間的	定量的
◎	前倒しで実施	増加・拡大傾向
○	計画どおり実施	横ばい傾向
●	計画より遅れている	減少・縮小傾向

記号	施策項目ごとの数					
	就業支援	経済的支援	こども・子育て・生活支援	安心につながる支援	合計	割合(%)
◎	0	0	2	3	5	8.2
○	12	8	16	16	52	85.2
●	2	0	2	0	4	6.6
計	14	8	20	19	61	―

（詳細は別表参照）